

奈良県訓令第十六号

文化・教育・くらし創造部
産業・観光・雇用振興部観光局
保 健 所

環境衛生監視員に関する規程（昭和二十六年十二月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

令達先及び第二条中「文化・教育・くらし創造部」を「福祉医療部医療政策局」に、「産業・観光・雇用振興部観光局」を「産業部観光局」に改める。